

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後						
<p>(前 略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) ～ (13) (略) (14) オンコール手当 (第13条の4)</p> <p>(中 略) (オンコール手当) 第13条の4 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) ～ (13) (同 左) (14) オンコール手当 (第13条の4) <u>(15) ICU勤務医手当 (第13条の5)</u></p> <p>(オンコール手当) 第13条の4 (同 左) <u>(ICU勤務医手当)</u> 第13条の5 ICU勤務医手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 麻酔科医師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる集中治療病棟 (ICU) における勤務に従事したとき (2) 麻酔科医師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が土曜日、日曜日又は祝日の午前8時30分から午後5時15分までの間において行われる集中治療病棟 (ICU) における勤務において、正規の勤務時間を超えて勤務に従事したとき 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務の区分に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務の区分</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1項第1号の勤務</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1項第2号の勤務</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の区分	手当額	第1項第1号の勤務	15,000円	第1項第2号の勤務	15,000円
勤務の区分	手当額						
第1項第1号の勤務	15,000円						
第1項第2号の勤務	15,000円						
<p>第13条の5 第2条から前条までに定めるもののほか、一時的に発生するもので、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務のうち、あらかじめ総長が給与上特別の考慮を必要と認めた業務に従事した場合に支給する。 2 (略)</p>	<p>第13条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、一時的に発生するもので、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務のうち、あらかじめ総長が給与上特別の考慮を必要と認めた業務に従事した場合に支給する。 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年5月総長裁定) この細則は、令和6年6月1日から施行する。</p>						